

津山市下水道事業検討審議会規則を次のように定める。

津山市長 谷口圭三

津山市下水道事業検討審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津山市執行機関の附属機関設置条例（昭和62年津山市条例第24号）第4条の規定により、津山市下水道事業検討審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて下水道事業の計画に関する事項について検討及び審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から目的達成の日までとする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員の任期は、その公職にある期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は、公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、都市建設部下水道課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。